

長野県指定介護老人福祉施設の入所ガイドライン

1 趣旨

介護保険施設の中で特に入所申込者が多い指定介護老人福祉施設(以下「特養」という。)において、優先入所に関する基準を定め、在宅サービスを最大限活用しても在宅での生活を送ることが困難である入所申込者を優先入所させることを目的とする。

2 入所に関する基準

特養においては、このガイドラインを参考として、入所検討委員会(以下「委員会」という。)を設置し、入所に関する基準及び手続きを作成するものとする。

作成に当たっては、地域社会の理解を得る必要があることから、入所が予定される関係市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センターなどからの意見を踏まえるとともに、近隣の特養との協調を図ることが望ましい。

また、特養の広報紙(誌)などにより入所決定までの手続きを公表するとともに、関係市町村の広報紙(誌)への掲載を依頼して、周知するものとする。

(1) 委員会

ア 委員会の所掌事務

- (ア) 評価基準の作成
- (イ) 優先順位の決定
- (ウ) その他必要事務

イ 委員会の構成

委員会の委員は、管理者、生活相談員、看護職員、ケアマネジャー等施設職員と施設職員以外の者(地域における医療又は福祉に精通した者、民生委員、主任ケアマネジャー等)とする。

ウ 記録の保存

協議の内容を記録し、2年間保存するものとし、市町村又は県から求められた場合には、これを提出するものとする。

エ 守秘義務

委員は、入所申込者やその家族等に関する個人情報等を漏らしてはならない。

(2) 評価基準及び優先順位の決定

評価基準については、個別評価項目と総合評価項目とし、次表のとおりとする。

優先順位の決定は、

- ①個別評価項目の各項目を、それぞれ点数化し、その合計点数を算出し、
- ②更に、総合評価項目により入所の要件を勘案した上で、行うこととする。

なお、管理者は、入所申込者の状況が急に悪化するなど、真にやむを得ないと判断した場合は、職権により入所させることができるものとし、後日入所に至った経過などを委員会に報告するものとする。

個別評価項目（標準的な個別評価項目は別紙1）
<ul style="list-style-type: none">・要介護度・認知症高齢者の日常生活自立度・介護者等の状況・在宅サービス利用率など

総合評価項目
<ul style="list-style-type: none">・身体上又は精神上の著しい障害による常時介護の必要性・生活上の全面的な介護などの必要性・自立度が低いことによる生活全般にわたる関与などの必要性・認知症による行動障害、在宅のQOL・在宅サービスの利用内容・在宅環境の要因、入所申込時期、地域性、入所した場合の家族との交流など

(3) 入所申込時の対応等

ア 入所申込者への対応

特養は、入所申込者には、評価基準及び入所決定までの手続について説明を行い、同意を求めるものとする。

なお、標準的な申込書は別紙2のとおりとする。

イ 個人情報の把握の同意

入所申込者及び家族の状況把握を行うため、個人情報の取扱いについては、市町村、担当ケアマネジャー、他の介護保険施設等からの情報収集に係る同意書を得るものとする。

ウ 特養への報告

入所申込者は、入所申込書に記載した項目に変更があった場合、申込みをした特養に報告するものとする。

3 老人福祉法による措置入所

特養は、市町村から老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規定による措置入所委託があった場合には、入所させるものとする。

4 運用時期等

(1) 優先入所の運用時期

このガイドラインに基づく優先入所については、速やかに入所申込者の現況を把握し、平成 15 年 4 月 1 日までに運用するものとする。

(2) 入所申込者への周知

十分な周知期間を設けて、市町村、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、老人保健施設等との情報交換を行い、周知に万全を期し、申込者には、入所に関する基準及び入所決定までの手続を説明するものとする。

なお、全員の把握が困難な場合は、把握できた者の中から適用することは、やむを得ないものとする。